

自律の実質的構想

——共通の特徴に基づくアプローチ——

Substantive Conceptions of Autonomy: An Approach Based on Shared Characteristics

田原 彰太郎

要約

本稿の目的は、自律の実質的構想を解明することである。そのために、この構想の各立場に共通する六つの特徴を挙げ、それらの特徴を中心にこの構想の三つの代表的立場を説明する。第一節では実質的構想を理解するために必要な限りで価値中立的構想を説明し、第二節から第五節までで実質的構想の各立場が共有する①課題、②方法論、③実質性、④フェミニズムの関心、⑤関係性、⑥全人性という六つの特徴を概説する。その後、第六節から第八節までで、この共通の特徴を中心に、規範的能力説、社会関係説、自尊心説という実質的構想の三つの主要な立場を説明する。この説明によって、六つの特徴が実際に共有されていることが裏付けられるとともに、これらの特徴を通して理解される実質的構想の一端が明らかになる。

はじめに

本稿の目的は、自律の実質的構想とは何かを明らかにすることである。本稿では、そのためにこの構想に共通する六つの特徴を挙げ、その特徴を中心にこの構想に含まれる三つの代表的立場を整理、説明する。

実質的構想 (substantive conception) は、自律研究における一つの立場である。この立場のもっとも基礎的な特徴は、自律概念のなかに規範的制約が含まれると考える点にある。その名称に含まれる「実質 (substance)」は、この規範的制約を指す。

この実質的構想は「近年、かなりの注目を集めてきた」(Oshana 2015, p.3)。しかし、実質的構想の各立場がどのような特徴を共有しているのかという点については、これまで十分に論じられてきたとは言い難い。実質的構想の研究において顕著なのは、競合と正当化であるように思われる。すなわち、実質的構

想に含まれるが自説とは異なる立場を取り上げ、それと比べ自説が優れていることを正当化する、という議論の進め方が、この研究動向のなかでは頻繁に用いられる (例えば、Benson 2005b; Benson 2014; Oshana 2014; Stoljar 2000)。この方法は、実質的構想を彫琢するために疑いなく有益なものではあるが、その一方で、この方法においては各立場の差異が強調されることになり、そのことによって、実質的構想に含まれる各立場がどのような特徴を共有しているのかが見えづらくなってしまっているように思われる。実質的構想とは何かを知るためには、そこに含まれる各立場が共有する特徴を知ることが必要だが、現在の研究状況においてはそれが困難になっているように思われるのである。本稿で試みるのは、そのような共通の特徴を通常よりも多く探し当て、その特徴を通して代表的な立場を整理、説明することである。こうすることで、従来よりも豊かな実質的構想の理

解の仕方が提案されることになるはずである。

本稿では、六つの共通の特徴を特定する。これまでの研究においては、「課題」と「実質性」という二つの特徴が実質的構想研究において共有されているものとして見なされてきた（この点については後述）。本稿は、この二つも共通の特徴として受け入れるが、それに加え、さらに四つの共通の特徴を挙げることになる。通常よりも多くの共通点を指摘するという点において、本研究は独自の研究上の意義を主張する。

この実質的構想は、日本語圏の研究においては、言及されることさえほとんどない¹。実質的構想はそれ自体で現代の自律研究において重要視されているばかりではなく、それと対立図式のもとで捉えられる価値中立的構想の展開を理解するうえでも重要である。すなわち、現代の自律研究の進展を理解するためには、実質的構想の理解は不可欠である。本稿は、実質的構想とは何かを明らかにするという点で、日本語圏の自律研究というより広い文脈においても意義を有するはずである。

第一節 実質的構想の共通の特徴とその前提としての価値中立的構想

先行研究において実質的構想の共通の特徴として挙げられるのは、もちろんひとつは実質性ではあるが、もう一つが共通の課題をもつという点である。本稿では、実質的構想の代表者の文献を詳しく分析すれば、さらにより多くの共通の特徴を見出すことができると主張する。実質的構想の代表者たちが共通の課題に向き合っているということは本稿も基本的に同意するが、さらに、その課題への

取り組みのなかで実質的構想を主張するに至る方法論にも、共通性を見出すことができる。共通の方法論に従う共通の課題への取り組みにおいて主張されるのが、自律の実質性である。したがって、①課題、②方法論、③実質性において、実質的構想は共通の特徴をもつ。そのほかにも、実質的構想のなかには、④フェミニズム的関心、⑤関係性、⑥全人性という共通の特徴を見出すことができる。

本節から第五節まで、これらの特徴を、実質的構想の各立場に共通する限りで概説し、その後、第六節以降において、代表者の思想をこれらの特徴に即してそれぞれに考察する。このようにすることによって、これらの特徴が実際に共有されていることが裏付けられるとともに、これらの特徴を通して理解される実質的構想の一端が明らかになるはずである。

課題、方法論、実質性という特徴から考察を始める。そのために、まずは「価値中立的 (value neutral) 構想」を簡単に説明しよう。これらの三つの特徴には、この構想の否定が含まれているからである。この構想は、ジェラルド・ドオーキンとハリー・フランクファートを代表者とする現代の自律研究の一つの立場である。この立場の特徴は、自律的行為の動機を階層的に理解するという点にある。この立場では、動機を一階の欲求と二階の欲求に分け、その一致によって自律を説明する。例えば、ある行為者が「煙草を吸いたい」という一階の欲求をもち、この行為者が喫煙者であり続けたいと考えていれば、この一階の欲求は「煙草を吸いたいという欲求をもちたい」という二階の欲求によって承認される。これが一階の欲求と二階の欲求とが一致した状態であり、この状態にある動機は自律的である²。

1 以下の文献には、例外的に実質的構想に関する考察がある。檜 2012。

2 この点についてより詳しくは、以下を参照。田原 2017、95-96頁。

ドオーキンとフランクファートの提案するタイプの自律理論は、強調点に応じて、様々な仕方と呼ばれる。「ドオーキン／フランクファート・モデル」(Christman 1988, p.112)、「個人的自律の階層的説明」(Taylor 2005, p.1)、「自己と自律の階層分割的構想」(Friedman 1986, p.21)、「自律の内在主義者の説明」(Oshana 1998, p.83)などがその例である。実質的構想と対比される場合には、「自律の手続き的理論」ないしは「内容中立説」(Mackenzie/Stoljar 2000, p.13)という呼び名も用いられるが、本稿においては、すでに用いているように、その対比がより際立つと思われる「価値中立的 (value-neutral)」を採用する。なお、価値中立的構想も、ドオーキン、フランクファート以後、幾人かの代表者によって理論的發展が図られているが、本稿ではこの点は扱わない。価値中立的構想として、本稿ではドオーキンとフランクファートの所論に代表されるものだけを指すこととする。

この価値中立的構想が、「価値中立的」であるというのは、次のような意味においてである。先ほど述べたように、この構想に従えば、動機が二階の欲求によって一階の欲求が承認されている状態にあれば、それだけで、行為者は自律的である。すなわち、この構想においては、行為者がどのような価値をもっているか、あるいは、どのような価値が動機に反映しているかは、行為者が自律的であるか否かという事柄には関わらない。例えば、奴隷は自律的ではない社会的地位の代表であり、自律的行為者はそのような地位に立つことを避ける価値観をもっていなければならないように思われる。しかし、ドオーキンに従えば、価値中立的構想においては「奴隷になりたい」という動機でさえも、一階の欲求と二階の欲求とが一致さえすれば(すなわち、動機が「奴隷になりたいという欲求をもちたい」という状態にあれば)、自律的である

(Dworkin 1988, p.29, pp.125-126)。

第二節 「背進と不完全性の問題」、 「第一原理の問題」としての社会化の問題

この価値中立的構想についての理解を踏まえ、まずは実質的構想が共有する課題を明らかにしよう。先行研究において実質的構想が主張されるに至る主たる理由として指摘されるのが、「社会化の問題 (the socialization problem)」である (Mackenzie and Stoljar 2000, p.13, 19; Friedman 2003, p.19)。この指摘自体は正しいものであるが、社会化の問題に関しては、なぜそれがそもそも問題か、また、そのどこが問題なのかがさらに問われねばならない。ここで社会化とは、ごく大まかに言えば、社会的に広く共有されている価値観を人が成長のなかで内面化するということが考えられているが、この社会化は誰もが避けて通ることはできないものであるし、それ自体が問題だとも思われない。したがって、それがなぜ問題なのかが問われねばならないのである。さらに、この社会化の問題は多様な解釈を許す。しかし、実質的構想の代表的な立場はこの問題を多様な解釈を許すままの広い意味において扱っているわけではなく、それらの解釈のなかの特定の一つの解釈を課題としている。したがって、実質的構想を導いたのは、社会化の問題のどの解釈なのかということもここでは問われねばならない。

本稿ではこの関心のもとで、マリリン・フリードマンの「自律と階層分割的自己」(Friedman 1986) を取り上げたい。フリードマン自身は実質的構想の支持者ではないが、この論文の読解を通して、実質的構想が課題とする解釈を含む、社会化の問題の様々な解釈を取り出すことができ、それらの解釈

を通して、社会化の何が自律にとって問題なのかを明らかにできるからである。

価値中立的構想に従えば、自律的な行為者は、一階の欲求が二階の欲求と合致するか否かという熟慮を行う。この熟慮を、フリードマンは「批判的反省 (critical reflection)」と呼び、この構想の本質的特徴だと考える。さらに、フリードマンは、この熟慮を行う自己がこの構想の支持者によって「真なる自己 (true self)」、「本物の自己 (real self)」などと見なされていることを確認したうえで、次の問いを問う。

「したがって、批判的反省が自律を与えるものであることができるのは、それが「真の」あるいは「本物の」自己を構成するからである。しかし、これは正確に言って何を意味しているのだろうか。さらに、自己のこの「真」性や「本物」性はどのようにして、例えば低い階層の動機に関して実現する自律に影響するのだろうか。」 (Friedman 1986, p.24)

この問いの背景にあるのは、以下の考えである。価値中立的構想においては、二階の欲求が一階の欲求を承認することによって自律は成立し、その逆ではない。つまり、二階の欲求こそが自律の核心であり、批判的反省を行う自己の核心でもある。この核心が「真なる自己」や「本物の自己」と呼ばれているわけである。しかし、この批判的反省を行う自己を真なる自己と見なすことは困難である。それを困難にしているのが、ここでの考察対象である「社会化の問題」である。フリードマンがこの社会化の問題を率直に表現している部分を引用しよう。

「私たちが人格の選択の背後にあるものを説明しようとする際に、困難が生じる。それらの説明は一般に、例えば、社

会的階級、生物学的性、社会的ジェンダー、生まれた順番、乳児期のケア、教育機会などの、幅広い一揃いの社会的、心理的、生物学的条件へと私たちの注目を向けさせる。…[略]…私は他者のために過度に自己犠牲的ではないか。もしそうであれば、私は伝統的な女性性の役割という社会的慣習にあまりにも適応しすぎてしまっている。人格の目標、価値、基準、理想が適切にこのような仕方でも説明されるのであれば、その人々は、直接的に強制されたり制限されたりしていない場合であっても、実際にはその人々「自身」ではなく、その人々自身の自己以外の条件によって規定されている、したがって、その人々は実際には自分で考えていない (あるいは選んでいない)、と結論してしまうのは魅力的である。」 (Friedman 1986, p.21)

自律的な真なる自己は、自分自身のことを自分自身で決めていなければならないはずだが、社会化を踏まえれば、それは不可能であるようにさえ思われる、というのがフリードマンの問題提起である。この問題は以下で見るように多様な解釈を許すが、その不可能性の基本的な理由は以下の通りである。二階の欲求が「社会的、心理的、生物学的条件」によって規定されることは避けようのない事実であるし、この条件は「自分自身のもの」ではない。先の引用文では、自己の「真」性や「本物」性が何を意味しているのかが問われていたが、社会化を踏まえると、それらがそもそも不可能だと思われるということである。

さらに、先の引用文ではこの問いに続き、真なる自己の自律への影響が問われていたが、真なる自己への懐疑が自律への不審ももたらす、という仕方でもフリードマンはこの問いに答えている。

「人格が、自分の動機と低階の基準、価値を評定する原理や過程に関してまだ自律的ではないのであれば、この評定の過程がどのようにしてそれらの低階に関して自律を生み出すのかは明確ではない。人格は最上の原理をその他の部分を評定するための観点とするが、その最上の原理と、人格がその評定を行う際に用いる批判的反省のまさにこの過程が、まだその人格「自身」の原理や過程でないのならば、これらの原理や過程が、この人格が「自分自身」の何かを、それがなんであれ、作ることができるために利用する手段を構成するということはありそうもない。自分の最上の原理と自分がまさに理に適っていると思うことが、フاینバーグの言葉を借りれば、「植え付けられている」のであれば、高次の原理の観点から低階の基準や動機について考えることは、「自分自身で」考えることを構成することはできない。」(Friedman 1986, p. 26)

真なる自己の疑わしきは、二階の欲求が社会的な構成物に過ぎないという点に求められるが、この二階の欲求こそが自律概念の核心にあるのであった。この二階の欲求自体が「自分のもの」ではないのであれば、それによって一階の欲求が承認されたからといって、その動機が自律的だとは言えないはずだ、というのがここでのフリードマンの主張である。これまで論じてきたものがフリードマンが指摘する「社会化の問題」の基本的部分であるが、すでに述べたように、この問題には複数

の解釈が可能である。

価値中立的構想に対して三つの主たる批判が挙げられることがある³。「背進と不完全性の問題 (Regress-cum-Incompleteness Problem)」、*「第一原理の問題 (Ab Initio Problem)」*、そして、*「操作の問題 the Problem of Manipulation」*という三つの批判である。うえて見た社会化の問題には、この三つすべてが、一般的なものとまったく同じというわけではないが、含まれていると解釈できる。

「背進と不完全性の問題」から考察しよう⁴。価値中立的構想において、一階の欲求がなぜ自律的かを問えば、それが二階の欲求によって承認されるからだ、と答えることになる。これがこの構想における自律的動機の基本構造であるが、二階の欲求に対しても一階の欲求に対するのと同じ問いを問うことができる。すなわち、なぜ二階の欲求が自律的かを問うことができる。この問いが、社会化の問題を通してフリードマンが問う問いでもあった。

この問いに対して、三階や四階といったさらに高次の欲求を使って答えるのであれば、背進と不完全性の問題を抱えることになる。二階の欲求が自律的であることを説明するために三階の欲求をもちだせば、この三階の欲求の自律に対して同じ問いが投げかけられる。この問いに、さらに高次の欲求をもちだしても、同様の問いが投げかけられ、これが無限に続いてしまうように思われる。これが通常背進の問題の捉え方ではあるが、フリードマン自身は、無限後退の問題を指摘しているわけではなく、むしろ、この背進のどこかで二階の欲求の自律を説明するための理由が枯渇してしまうという指摘をしている

3 Taylor 2005, p.5-6.

4 ここで紹介するものと全く同じというわけではないが、フリードマンのこの論文の中に背進を中心とする価値中立的構想批判を読み取るものとしては、以下のものがある。Christman 1987, p.283-285; Mackenzie and Stoljar 2000, p.15.

(Friedman 1986, p.25)。しかし、通常のものもフリードマンのものも、背進によって二階の欲求が自律的であることが説明できなくなってしまうという点では、同じである。

二階の欲求が自律的であることを説明するため、高階の欲求による承認とは異なる方法を理論に組み入れるのであれば、価値中立的構想はそれ自体としては不完全な理論だということになる。本稿では論じないが、フリードマン自身はこの方向で二階の欲求の自律という問題に対する解決策を提案している⁵。

次に、「第一原理の問題」を取り上げよう。背進と不完全性の問題を避けるために、一階の欲求は二階の欲求に承認されることで自律的になるが、二階の欲求自体は自律的である必要はない、と答えることは可能である。しかし、この答えには、次の問いが投げかけられる。「人格がそれに対しては自律的ではない過程を通して、いかにして欲求に関して自律的になりうるのか」(Taylor 2005, p6)。価値中立的構想においては、二階の欲求を通した一階の欲求の批判的吟味によって動機が自律的か否かが決せられることになるが、そもそも二階の欲求が自律的なものではないとすれば、なぜ二階の欲求がこのような権威をもっているのかを問うのが、この第一原理の問題である。うえで論じたように、フリードマンは、社会化の問題を通して、二階の欲求が「自分自身」のものではない可能性を指摘し、そのことによって、一階の欲求が自律的であることを決める二階の欲求がもつとされる権威を疑うのであった。したがって、彼女はこの第一原理の問題も提起していると言える⁶。

第三節 「抑圧的規範の内面化の問題」としての社会化の問題

これまでの考察からすでに分かるように、社会化の問題は様々な解釈を許す。しかし、実質的構想の支持者たちは多くの解釈を許すままの広い意味において社会化の問題を共有しているわけではなく、この問題の明確に一つの解釈を共有している。その解釈はこれまでに考察した二つのものではない。その解釈は、一般的には操作の問題と呼ばれる問題と類似したものであり、内容に即してみれば、抑圧的規範の内面化と呼びうる問題である。

フリードマンは、自分自身の自律解釈を述べ始める際に、次のような女性を想像することを求める。

「女性の居場所は家だ」と教え込まれた女性は、まさに持続的な不満足と彼女の家での生活を形作る責任と制限から逃げ出したい、という繰り返される衝動を考慮して、この格率を見直すように駆り立てられるかもしれない。…[略]…しかしながら、彼女の最上の原理それ自体にも性別に割り振られた「適切な」役割、女性性の理想としての他者への義務と自己犠牲の重要性といった観念が含まれているのであれば、女性の居場所に関する格率を評定するための独立した観点を提供するために利用可能な原理は、彼女の最上の原理のなかに多くあるわけではない。」(Friedman 1986, p.31)

5 フリードマンは以下のように述べている。「選択肢 (Ib) がいまやもっとも妥当なアプローチであるように思われる。すなわち、そのアプローチとは、自己は、より高次の原理に従った批判的評定という方法とは異なる何らかの方法における批判的評定と関連して、自律的になるに違いない。」(Friedman 1986, p.26.強調は原著者)

6 この問題は、権威の問題とも呼ばれる。この用語を用い、フリードマンのこの論文の中にこの問題を読み込むものとしては、以下のものがある。Oshana 2006, p.26.

フリードマン自身は、二階の欲求に承認されない一階の欲求（例えばこの女性の「不満、悲しみ、抑うつ」）の重要性を強調し、それが二階の欲求を評定する観点を与える、という方向で自説を展開するが、本稿ではこの点については考察しない⁷。ここではむしろ、ここで指摘されている問題を取り出すことに集中したい。

操作の問題とは、二階の欲求を含めた動機を第三者がある行為者に植え付ける、という想定から生れる問題である。例えば、神経科学者や催眠術師がある行為者に二階の欲求を植え付け、この行為者がそれに対応する一階の欲求をもつ場合であっても、価値中立的構想に従えば、この行為者は自律的である。しかし、この行為者を自律的であると見なすことは適切ではないように思われる——これが操作の問題である。

フリードマンが想像することを求めている女性の例でも基本的には同じ問題が扱われているのだが、一般的に操作の問題として想起されるものとの違いもある。この女性もたしかに二階の欲求を植え付けられているが、それを植え付けたのは、催眠術師や神経科学者ではなく、抑圧的社会である。すなわち、女性にとって抑圧的な規範が妥当している社会があり、この女性は、その社会のなかで成長することによって、この規範を内面化し、その規範に影響される仕方でも二階の欲求を形成している。操作の問題において指摘されているのと同様に、この女性も自律を侵害されているように思われるが、侵害しているのは、催眠術師や神経科学者などの架空の例における想像の産物ではなく、存在しうるし、実際に存在している（とくに女性にとっての）抑圧的社会である。

操作の問題に連なる仕方でもフリードマンが取り出したのは、抑圧的規範の内面化による自律の侵害という問題である。実質的構想に共通しているのは、このような仕方でも自律を侵害された状態にある行為者を、（価値中立的構想がそうしてしまうように）誤って自律的だと説明してしまうことなく、自律が侵害された行為者として適切に説明することを試みるという点である。ただし、この問題がさらに細分化され、さらに、場合によってはその問題の捉え方も各立場によってある程度は異なるのではあるが、これらの差異は、それぞれの立場に即して明らかになるはずである。

第四節 方法論と実質性

実質的構想の研究においては方法論も共有されている。その方法は、実質的構想の代表的論者であるベンソンに従えば、批判対象である価値中立的構想から受け継いだものである。ベンソンは、ドオーキンやフランクファートなどの自律理論を「現在の理論」と呼びつつ次のように述べている。

「自由な行為者性についての現在の理論は通常、不自由についての先理論的に明白な事例の標準的な範囲を背景にして発展してきた。これらの事例の標準的範囲に含まれるのは次のようなものである。催眠術によって引き起こされたり、窃盗癖や生理学的に引き起こされる依存症などの心理的障害によって動機づけられたりする行為や振舞い、強要を含む脅しによって動機づけられる行為、ジョージ・オーウェルの『1984』で描かれている

7 フリードマンのこのアイデアが、自律研究のなかで高い評価を得ているとは言い難い。このアイデアに対する批判としては、以下を参照。Benson 1991, p.395; Christman 1987, p.287; Mackenzie and Stoljar 2000, p.15.

類の社会化 (social conditioning)、脳の機能に直接的に働きかける外科的あるいは電気化学的な操作、潜在意識に働きかけることで誘導された欲求や無意識の欲求によって動機づけられた行為などが、その事例である。強制に関しては例外もありうるが、これらの事例は (影響を受けている行為者がこのような仕方でも動機づけられていることを気にしていないという想定の下で) 明らかに不自由を含むので、これらの事例は自由に関して提案された説明の妥当性を決するためのテストとして使われてきた。」(Benson 1994, p.651)

価値中立的構想が提案される際の一つの方法が、この引用文においては示されている。すなわち、ある種の人々が不自由 (非自律的) だという直観が共有されていることを前提にし、その不自由 (非自律) を、誤って自由 (自律的) なものと見なしてしまうことなく、正しく不自由 (非自律的) なものとして説明できることが、提案されている自律理論が成功しているか否かの試金石になる。

実質的構想は、価値中立的構想からこの方法を受け継ぎ、まさにこの方法を使って、価値中立的構想を批判し、自説を正当化する。実質的構想の課題は、抑圧的規範を内面化した人々が自律を侵害されているということを説明することであった。実質的構想は、この種の人々が自律的ではないということを、直観的に共有可能な事柄として指摘し、価値中立的構想が誤ってこの種の人々を自律的だと説明してしまう、ということを明らかにす

る。つまり、価値中立的構想が自律理論として失敗していることを主張する。そのうえで、この種の人々が自律的ではないことを説明するためには、ある種の規範的制約を採用することが必要だと主張する、というのが共通の方法論である。

この考察からも、あるいは、その名前からもすでに明らかであるが、実質的構想のもう一つの特徴は実質性である。実質的構想に従えば、行為者が自律的であるためには、行為の動機や社会的地位、他者との関係の仕方に関して、その行為者はある種の規範的制約を充たさねばならない。この構想における自律的行為者には、もってはいけぬ動機や占めてはいけぬ社会的地位、避けねばならない他者との関係の仕方がある、ということである。この規範的制約が、実質的構想が共有する特徴としての実質性である。この実質性を特徴とするという点において、この構想は価値中立的構想を明確に否定する。

実質的構想は、一般的に強い実質的構想と弱い実質的構想に分けられる。この区分は、自律的行為者が受け入れねばならない規範的制約の抽象度と数に応じてなされる。本稿では、強い実質的構想の代表者として、スーザン・ウルフ、ナタリエ・ストルジャー、マリーナ・オシャナの所論を取り上げる。これらの研究者が論じる強い構想の特徴は、ある程度具体的で複数の規範を充たすことを求めるという点にある。それに対して、本稿ではその代表者としてポール・ベンソンの所論を扱う弱い構想では、自尊心をもつべきという抽象的で単一の規範が自律的であるために必要な唯一の規範として提案される⁸。

8 「直接的に」制約することと「間接的に」制約することが、この両者の区別の仕方として挙げられることがあり (例えば、Benson 2005b; Stoljar 2018)、そこには拙稿も含まれる (田原 2017)。しかし、この区別だとウルフやストルジャーなど、道徳的判断の能力を介して制約を充たすと考える、一般的には強い構想に分類される考え方が弱い構想に分類されてしまう。分類自体を見直すということも可能かもしれないが、本稿ではそこまでは踏み込まない。一般的な分類を説明するためには、本文で示しているように、規範の抽象度と数によって区別する方が適切だと思われる。

第五節 フェミニズム的関心、関係性、全人性

次に、前節までで論じた特徴以外の、共通の特徴を取り上げる。四つ目の特徴であるフェミニズム的関心に目を向けよう。ベンソンは、関係的自律 (relational autonomy) の目的の一つとして、「フェミニストの倫理的、社会的理論が自律の説明にもとづき必要とする仕事を、自律についての現代の多くの説明のなかに隠れている陥穽に陥ることなく、することのできる個人的自律の理論を彫琢すること」(Benson 2014, p.87) を挙げている。このことは関係的自律の一種でもある (この点については後述) 実質的構想にも当てはまる。この目的が、本稿においてフェミニズム的関心と呼ぶものである。すなわち、実質的構想においては、フェミニズムにとって有用な自律理論となることが目指されている。

実質的構想のフェミニズムへの寄与の仕方は、基本的には、限定的で特定の観点から行われる。先に見たように、実質的構想の課題は、抑圧的な規範の内面化によって自律を奪われた行為者を、誤って自律的だと説明してしまうことなく、自律を奪われた行為者として正しく説明することである。すなわち、自律概念を使って、自律侵害という仕方での女性の抑圧を分析することが目指されているわけである。実質的構想の理論的射程は、女性の抑圧に限定されているわけではないが、女性の抑圧を分析することが実質的構想を構築するうえでの一つの目的として共有されている。

五つ目の特徴は、関係性である。関係的自律は、フェミニズム研究に根差し、自律の個人主義的構想⁹を批判し、それとは異なる構想を提案するという目的のもとで提案されるものである。ただし、この関係的自律は、厳

密に規定された特定の自律の構想を指すわけではなく、他者との関係を自律研究のなかに組み込むという研究方針を共有している緩やかにまとまった研究動向を指す概念である。関係的自律についての「画期的論文集」(Veltman and Piper 2014, p5.) とも呼ばれる『関係的自律』の編者達は以下のように述べる。

「「関係的自律」という語は、単一の統一された自律の構想を指すわけではなく、むしろ広範な関連するパースペクティブを示す包括的な語である。これらのパースペクティブは、共有された確信を前提にしている。人格は社会的に根付いており、行為者のアイデンティティは、社会的関係のコンテクストのなかで形成され、人種や階級、ジェンダー、エスニティーのような、それぞれが交わり合う社会的決定要因の複合体によって形作られる。したがって、関係的アプローチの焦点は、自己性とアイデンティティの間主観的で社会的な次元が、個人の自律と道徳的、政治的行為者性にとってもつ含意を分析することである。」(Mackenzie and Stoljah 2000, p.4)

実質的構想のそれぞれの代表的立場では、それぞれの仕方では他者との社会的関係が自律概念のなかに組み込まれているゆえに、実質的構想は関係的自律の一種である。ただし、この引用文にも示されている通り、関係的自律という概念は具体的な内容を含むものではないので、実質的構想の関係性がどのように展開されているのかは、それぞれの立場に即して考察をする。

最後となる六つ目の特徴が、全人性である。現代の自律研究においては、「個々の行

9 この個人主義的構想については以下の拙論を参照。田原2017、194頁。

為と動機の自律 (local autonomy)」と「全人的自律 (global autonomy)」という区別が導入されている (例えば、Dworkin 1988, p.15)。この後者の全人的自律とは、自律的という述語が結びつけられる主語が、個々の行為とその動機ではなく、人格 (person) だということを意味する。実質的構想の支持者は総じて、この後者の自律を議論に加えることが必要だと (非明示的であっても) 見なしている。ただし、この両者が排他的な関係にあり、後者が選ばれているというわけではなく、むしろ、前者の個々の行為と動機の自律を十分に分析するためには、後者の全人的自律が必要になる、という仕方では考えられている。その理由については、オシャナとベンソンが同じ方向での議論を展開しているので、本稿でもこの二人の自律理論を取り上げる際に詳しく考察する。

第一節からここまでで、実質的構想に共通の特徴を代表的な各立場に当てはまる限りにおいて、考察してきた。以下の節では、規範的能力説、社会関係説、自尊心説という実質的構想に属する三つの代表的な立場を取り上げ、それぞれの立場のなかでこれらの特徴がどのように具体化されるのかを考察する。一般的には、前二者が強い構想に分類され、最後のものが弱い構想に分類される。すでに論じた六つの特徴によってこれらの立場を整理、説明をすることによって、これらの特徴が実質的構想に実際に共有されていることが裏付けられるとともに、この六つの特徴を通して現れる実質的構想の内実の一端も明らかになるはずである。

第六節 強い実質的構想としての規範的能力説

「規範的能力 (normative competency)」という概念は、本稿では弱い構想の代表として

取り上げるベンソンが自律理論における術語として使用し始めたものであり (Benson 1990, p.48)、この概念自体は強い構想にも弱い構想にも適用できる。本稿ではまずは、強い構想としての規範的能力説を取り上げたい。

ある時期までのベンソンの思想は強い構想に分類されることがあり (例えば、Mackenzie and Stoljar 2000, p.19-20; Stoljar 2000, p.107-108)、したがって、彼の思想のなかに立場の変更があった見なすこともできるのだが、ベンソン自身はそのようには考えてはいないように思われる (Benson 2005b, pp.133ff.、とくにp.142の注52)。この点を明確にするためには、ベンソンの数多くの論文を詳細に分析する必要があるが、そのような個別の研究者の発展史的分析は本稿の趣旨から外れるように思われる。本稿ではむしろ、ベンソン以外の代表者に目を向けることで、強い構想として規範的能力説を論じたい。その代表者の一人が、スーザン・ウルフである。自律研究のなかでは参照されることの多い「ジョジョの例」を紹介し、その例に即してこの構想がどのようなものかを具体的に考察しよう。

「ジョジョは、小さな未開発の国の邪悪でサディスティックな支配者であるジョー一世のお気に入りの息子である。この少年に対して父親は特別な感情をもっているため、ジョジョには特別な教育が与えられるとともに、父親と一緒に行動することが頻りに認められ、父親の日々の日課をこの少年は観察することができた。この扱いを考慮すると、ジョジョ少年が彼の父親をロールモデルとし、彼の父親ときわめて似た価値を發展させるのは驚くことではない。大人として、ジョジョは父親と同じようなことをし、そこには、彼のほんの気まぐれで人々を投獄し

たり、殺したり、拷問部屋に送ることが含まれる。ジョジョはこれらのことをするように強制されておらず、自分自身の欲求に従って行為している。さらに、これらは、ジョジョが持つことを完全に欲する欲求である。」(Wolf 1989, p.143)

ウルフに従えば、「ジョジョは彼がしたことに対して責任があると見なされるべきだ」、したがって、自律的とみなされるべきだ、「ということはよくて疑わしいというのが精一杯だ」(Wolf 1989, p.143)。すなわち、ジョジョの自律は否定されざるをえない。しかし、ジョジョは価値中立的構想に従えば、自律的と説明されざるをえない。なぜなら、ジョジョは自分がすることに対する欲求も一階の欲求としてもっているし、その欲求をもちたいという二階の欲求ももっているからだ。したがって、ジョジョが自律的でないということを価値中立的構想は説明できない。すなわち、社会化によって自律が奪われた例を出し(特徴①の課題)、その自律の侵害を中立的構想では説明できないことが示されたわけである(特徴②の方法論)。実質的構想の代表者としてのウルフは、中立的構想のこの不備を回避すべく、自律概念に規範的制約を読み込むことになるはずである(特徴③の実質性)。

ただし、この不備を回避するために、育った環境からの影響を指摘することがそれ自体で役に立つことはない。なぜなら、「普通の」行為者も育った環境からの影響のもとで二階の欲求を形成するからである。すなわち、ここで求められているのは、ともに社会化のなかで二階の欲求を形成するという点では同じだが、通常の行為者を自律的だと見なし、ジョジョを自律的ではないとする説明である。

この説明のためにウルフが導入する「実

質」が、「正気 (sanity)」という概念である。この正気という概念は、「正しいことと誤ったことの区別を知る能力」(Wolf 1988, p.145)を指す。この概念を用いれば、ジョジョのように、「よく考えた場合でさえ、彼に挨拶し損ねたゆえにその人が拷問されることが悪いということを理解できない人は、明確にこの必要な能力を欠いて」(Wolf 1988, p.145)おり、自律を失っていると説明できる一方で、この能力をもつ通常の行為者は自律的だと説明できる。

さらに、特徴⑤の関係性と特徴⑥の全人性も、明確に主張されているわけではないが、このウルフの思想のなかに読み込むことが可能である。ウルフの実質的構想は、たんに個々の行為者の動機の構造に着目するのではなく、その動機が道徳的善悪を分ける規範によって統制されていることを要求する。この規範は、道徳的規範が一般にそうであるように、他者と共有される規範である。自律的行為者は正気をもち、その人々は道徳的規範を共有する。自律概念のなかに道徳的規範が組み込まれているという点に、関係性を読み取ることができる¹⁰。

うえでも指摘したように、正気に基づくこの自律の説明は、規範的能力説の一種である(Stoljar 2018を参照)。この説明においては、善悪を見分ける能力を自律的行為者がもたねばならないとされているからである。この能力は、もちろん個々の行為や動機を評定する際に発揮されるのではあるが、この能力が帰属するのは人格であるはずだ。すなわち、この正気に基づく説明における規範的制約は、個々の行為や動機が充たすべき制約ではなく、人格が充たすべき制約であるはずである。この点において、ウルフのこの説明は全人的意味での自律を主張していることになる。

10 以下の拙論においても、ウルフの思想に言及しているわけではないが、実質的構想一般に関わるものとして、類似した指摘を行った。田原 2017、200頁。

ただし、ウルフの正気に基づく説明においては、特徴④のフェミニズム的関心がまったく表現されていないし、特徴①の課題に関して、社会化の問題が扱われてはいるが、その社会化が抑圧的であるということが十分に表現されているとは言い難い。上述の特徴をウルフの見解と共有しながらも、ウルフには欠けているこの二つの特徴を強調して示しているのが、ストルジャーの論文「自律とフェミニストの直観」¹¹である。

ストルジャーがこの論文で目指しているのは、社会化を通じて女性にとって抑圧的な規範を内面化することで生じる自律の侵害を説明することである。ストルジャーの論文の内容から判断すれば、ここで念頭に置かれているのは「歪められた欲求 (deformed desire)」という問題である。この欲求は、フェミニズム理論において、問題含みの欲求と見なされているものである (Cudd 2006, p.180)。歪められた欲求は、

「支配のすでに確立された秩序に私たちを縛り付ける。というのは、誤ったニーズを生み出す同じシステムが、そのようなニーズが充たされうる条件を管理するからである。「誤ったニーズ」は教え込みや心理的操作、自律の否定を通じて生み出される、とあえて言えるかもしれない。このニーズは、それを持ち、充たすことがそれをもつ主体のためになるのではなく、支配に関心をもつ社会秩序のためになるニーズである。」 (Bartky 1990, p.42)¹²

「自律とフェミニストの直観」では、規範の内面化による自律侵害という問題が、フェミニズム的関心のもとでこの「歪められた欲

求」の問題として特殊化されている。歪められた欲求にもとづく行為も、先のジョジョの例と同様の仕方では、価値中立的構想においては自律的だと説明されてしまう。これに対して、ストルジャーの論文では、この種の自律の侵害を説明可能とする自律理論が探し求められ、先ほど論じたウルフのものと同じタイプの実質的構想だけがこの自律の侵害を説明できる、ということが主張される。

ストルジャーが「フェミニストの直観 (feminist intuition)」という概念によって捉えようとしているのが、「歪められた欲求」によって女性が自律を侵害され、抑圧されているという事柄が、直観的に共有されるということである。その例として紹介されているのは、妊娠可能性は自分の価値を高める、女性が性に積極的にあつてはならない、などと考える女性たちである。歪められた欲求によってこの女性たちが自律を奪われていることを説明できるのは、強い実質的構想としての規範的能力説だけだストルジャーは主張する。

「ルーカーの被験者〔「歪められた欲求」をもつ女性たち〕が自律的ではないという直観は、…[略]…より強い意味での規範的能力の欠如によって支えられる。妊娠や母親であることが自分の価値を高めるといふ規範を受け入れている女性は、何か間違つたものを受け入れている。さらに、規範の内面化のゆえに、この女性たちはそれが誤っていることに気付く能力を持っていない。ルーカーが挙げるほとんどの例は、この観点から説明可能である。ルーカーの被験者たちが自律的ではないと判断される理由は、交渉のプロセスのなかで考量された理由 (積極的な

11 本稿とは異なる観点からではあるが、以下の拙稿でもこの論文の分析を行った。田原 2017。

12 Superson 2005においてもこの箇所が引用され、解説されている。本稿でもこの解説を参考にした。

性的主体であることのコストや妊娠することから得られる利益)が、女性は積極的にセックスを欲すべきではない、事前にセックスの準備をすべきではない、妊娠は「本当の」女性性の表現である、妊娠はパートナーが結婚生活で献身的になることへとつながりやすく、これはよい事柄だ、といった内面化された誤った規範からしばしば派生するということがある。フェミニストの観点から批判可能なのは、ルーカーの被験者が交渉のプロセスに参加する仕方ではなく、規範の内容である。したがって、この被験者たちが自律的ではないという直観を擁護するためには、フェミニストは自律の強い実質的理論を発展させる必要がある。」(Stoljar 2000, p.109. []内は引用者による補足)

この引用文のなかで「より強い意味での規範的能力」と呼ばれているのが、上で考察したタイプの強い実質的構想である。この構想では、自律的であるために道徳的善悪を区別する能力をもつことが求められる。ここで描かれている女性たちは、女性に抑圧的な規範を内面化しているゆえに、その規範を誤ったものとして適切に認識する能力を奪われている。まさにこの能力を奪われていることをもって、このタイプの実質的構想はこの能力の主体が自律を侵害されていると見なす。したがって、自律概念をこの実質的構想を用いて理解すれば、これらの女性が自律を侵害され、抑圧されていると正しく説明することができるようになるわけである。ウルフとストルジャーの論考を併せて考察することによって、強い実質的構想としての規範的能力説が、フェミニズムの関心のもとで抑圧的規範

の内面を扱っていること(特徴①と特徴④)が明らかとなった。

第七節 社会関係説

本稿で扱う強い実質的構想のもう一つの代表的立場が、マリーナ・オシャナの「社会関係(socio-relational)」説である。この立場のなかにも、「歪められた欲求」による自律侵害という問題への応答が見い出される。オシャナ自身はこの問題だけを扱っているわけではなく、抑圧的環境における自律を広く主題としており¹³、この問題はその主題の一部ということになる。本稿では、この問題を中心にオシャナの社会関係的構想を整理する。

オシャナは、たしかにこの「歪められた欲求」という問題に対する対応策として社会関係的構想を提案しているが、ウルフとストルジャーがこの欲求自体を問題視し、この欲求をいわば「修正」することによって問題の解決を図ろうとしているのに対して、オシャナはこの問題を異なった仕方でも理解することを試みている。

オシャナは事例分析を通して自説を展開している(Oshana 1998, pp.86-93; Oshana 2006, pp.55-68)。彼女は多くの事例を挙げているが、ここでは本稿の着眼点のひとつであるフェミニズム的関心ととくに関連の強い事例を取り上げよう。フェミニズム的関心のもとで挙げられる「歪められた欲求」の代表例のひとつが、ヴァージニア・ウルフの「家庭の天使(the angel in the house)」である(Stoljar 2018を参照)。オシャナはそれに着想を得たハリエットという架空の女性の例を考案している。

13 「私が自律をこのように特徴づけるのは、私が抑圧という条件のもとにある自己決定に関わる事柄ととくに抑圧の社会的条件(と不正義)に関心があるからである。」(Oshana 2015, p.5)

「配偶者や主婦としての役割が、彼女がもつに値し、異なる立場にいればもつていたであろうよりも低い程度の承認と独立しか与えない、そのような女性について考えてみよう。この女性をハリエツトと呼ぼう。ハリエツトは、服従を愛好すると想像してみよう。ハリエツトは冷静で成熟しており、彼女がこのライフスタイルを好む点で、熟慮に必要ないかなる方法を取っても、彼女の側に誤りがあると疑う理由はない。さらに、適切だと思われるいかなる程度においても、彼女が自分の動機を評定し損ねたと考える理由もない。彼女の行為に関して彼女がもつ理由は一貫しており、彼女の価値を反映したものであり、来歴としても健全である。彼女は、自分の性格や欲求を形成してきた出来事について適切な情報を持ち、それらの出来事に対して反省的態度を取り、そのうえで彼女はこれらの出来事を変えようとはしない。さらに、ハリエツトは自分の人生を満足のいくものだと見なし、それを変える希望をもつていない。彼女が価値あるものと認め、欲するものは家庭の天使だけである。」(Oshana 2006, p.58)

オシャナは、多くのフェミニストと同様に (Stojar 2018を参照)、ハリエツトのような女性は自律を侵害されていると見なす。オシャナに従えば、価値中立的構想は、この自律の侵害を説明することができない。価値中立的構想の不備を指摘する方法としてオシャナは「権威の問題」も持ち出しているが (Oshana 2006, p.26-27)、それとは異なる観点からの批判も展開し、むしろそれこそが彼女の社会関係説に特有の批判である。

ハリエツトがもつ服従したいという欲求の内容は「残念」で「悲しむべき」(Oshana 2006, p.58) ものだとオシャナ自身も考える

が、しかし、オシャナに従えば、問題の本質は欲求の内容にはなく、ハリエツトが実際に服従の状態にあることだという。

「ハリエツトは、〔価値中立的構想が自律の十分条件として主張する〕心理的真正性と手続き的独立という基準を満たす。それにもかかわらず、彼女は自律的であり損ねる。それは彼女が服従することを欲するからではなく、服従しているからだ。彼女の自律の欠如は、彼女がもつ他者との個人的関係と彼女の社会の社会的制度によるのである。」(Oshana 2006, p.59. 強調は原著者、〔〕内は引用者による補足)

彼女の見解では、歪められた欲求は自律侵害の「シグナル」(Oshana 2006, p.57) や「インディケーター」(Oshana 2006, p.58) としての役割をもつが、それ自体が問題の本質ではない。重要なのはむしろ、欲求自体ではなく、その欲求をもつ行為者の社会的地位である。社会関係のなかで自律に必要な「特殊な種類の安定した社会的地位」(Oshana 2015, p.3) が奪われているゆえに、ハリエツトの自律は侵害されているのである。ハリエツトの例に即してこの社会的地位に属するものとして説明されているのは、資金調達能力、社会階層の流動性、知的で創造的な成長の機会、家計運営での重要事項の決定権、休暇の場所や住む場所の決定権、避妊をするか妊娠を目指すかの決定権、さらに主婦をエンパワーする経済的、政治的的制度などであり、ハリエツトにはこれらが欠けているか、十分には与えられていない。「これらの事実が、ハリエツトが自律的ではないことを示す」(Oshana 2006, p.59)。

オシャナの社会関係的な自律理論においては、自律的行為者にはこのような社会的地位を占めることが要求される。この規範的制約

が彼女の理論における実質性である。彼女はこの実質性がある程度の一般性をもった仕方
で次のa~eの五つにまとめる (Oshana 2006, pp.86-87, Oshana 1998, p.94も参照)。オシャ
ナに従えば、自律的人格はこの五つのすべて
の条件を満たさねばならない。

- a 社会的、心理的安全性のあるコンテク
ストにおいて自分がどのように生きる
べきかを定めることができる、そのよ
うな社会的背景のなかで生きることが
できる。
- b 自分に対して影響力と権威をもってい
る人とは異なる価値や関心、目標を、
それらを追求することを思いとどまる
のに足るほどの報復のリスクを抱える
ことなく、追求することができる。
- c 他者のニーズや期待、失敗の責任を取
ることを、そうすることが特定の役割
を考慮した場合にその個人にとって合
理的に期待されない限り、要求されな
い。
- d 他者から独立するための物的資源を用
意するのに適切な水準で経済的に自立
できる。
- e 自分自身ができることについての誤っ
た情報に左右されない。

この五つの条件は、行為者にとって外的な
環境に属するものであり、自律の条件にはこ
の意味での外的条件が含まれる¹⁴というのが、
オシャナの社会関係的構想の特徴である。例
えば、ハリエットは、うえで記述した部分だ
けを参照しても、少なくともdは明確に充た

しておらず、おそらくeも満たしていないゆ
えに、自律を侵害されている。

「内的要塞 (inner citadel)」という価値中
立的構想に基づく自律を特徴づけるためのメ
タファーがある¹⁵。これは、自律が行為者の
内面的な事柄だということを示す言葉である
が、オシャナによる価値中立的構想批判の焦
点はまさにこの特徴である。「真正な自己と
その特徴を示すために使われる内的要塞とい
うメタファーは、自己決定的行為者の条件を
正確には捉えていない。なぜなら、自律は、
人格がどのように他者と相互に影響し合う
かによって決定されるからである」(Oshana
2006, p.52)。行為者の内面的動機にだけ注
目することによって、行為者に外的な実質的
条件を捉えることができず、したがって、ハ
リエットのような事例における自律侵害を説
明することができない、というのが、社会関
係説に特有の価値中立的構想の批判である。

オシャナは、この実質性に対応する仕方
で、自律が全人的に理解されねばならないこ
とを明確に主張する。それは、個々の行為と
動機だけに着目すれば、「歪められた欲求」
が当てはまるような状況においては、その行
為者の自律が侵害されているということが見
えなくなってしまうからである。このような
自律侵害を発見するためには全人的自律を採
用する必要がある、というのがオシャナの見
解である。例えば、以下の箇所からこの見解
を読み取ることができる。

「[他者が影響力を行使することができる
が、それを自制している時にだけその
影響力の下にある人が自己統制的な仕

14 オシャナが自律の条件として挙げるのはこれだけではなく、オシャナの言葉で言えば、内在主義的な条件もそこに含まれる。したがって、外的な条件だけが必要だと言っているわけではなく、内的条件に加えて、外的条件も必要だ、というのがオシャナの主張である。

15 このメタファーは、自律に関する重要文献を集めた以下の論文集のタイトルにも選ばれている。Christman 1989.

方で行為することができる、といった] 事例においては、…[略]…、他者が自己管理におけるその人の努力を気まぐれに乗っ取る能力をもっているという事実にもかかわらず、自律のエピソードは発生する。ある人が、他者の恣意的な意志に服従している場合、…[略]…、その人は自分の人生を統御してはいない。…[略]… そのような事例において、この行為者は十分に全人的な自律をもってはいない。」(Oshana 2006, p.3)

歪められた欲求は、社会のなかで支配・被支配という関係があり、その関係のなかで、支配される側の人々がもつ欲求である。その人々は、他者の恣意的意志に服従しているが、自分ももつ欲求に従っているので、行為と動機だけを考察対象にする場合には、この人々の「自律のエピソード」は生じうる。しかし、この人々は明らかに自律を侵害されているゆえに、この自律侵害を発見するためには、たんに行為と動機に着目するだけではなく、その人々自身が自律的であるか否かが問われねばならない。これがオシャナの考えであり、その全人的自律の成立条件として彼女が提案するのが、上述の社会的地位である。この社会的地位をもつのが、個々の行為や動機ではなく、人格であるのは明らかである。

これまでの考察で、オシャナの社会関係説に関して、特徴①から③の課題、方法論、実質性、さらに特徴⑥の全人性という共通の特徴を明らかにしてきた。この社会関係説は、特徴④の関係性、特徴⑤のフェミニズム的関心という特徴も共有している。

関係性という特徴が、この社会関係説のなかに組み込まれているのは明らかである。この説に従えば、自律は他者との社会的関係のなかで特定の地位を占めるという条件のもとで成立する。したがって、他者との関係なしに

この自律を考えることはできない。

「歪められた欲求」によって知らされる出来事を独自の仕方の問題にしていること、さらに、その問題のなかで女性の抑圧を主題化していることから、オシャナのフェミニズム的関心を知ることはできる。すなわち、この種の抑圧を発見する装置として、オシャナの自律理論はすでにフェミニズム的関心のもとで有用である。さらに、オシャナは、自身の立場がより一般的な仕方でもフェミニズムにとって有用だとも主張している。

オシャナの社会関係説において、自律的であるためには先述の社会的地位を占めることが規範的制約として課されるのであった。この制約は、その内容上、「支配の不在」(Oshana 2014, p.152) を命じているとも言えるだろう。支配の不在をその条件として組み込んでいるゆえに、オシャナが提案する自律はフェミニズムにとって重要だ、と彼女は主張する。

「私が最初に挙げた、「性別の平等という理念に基づき、女性にとっての平等の権利を信じ、それを擁護すること」というフェミニズムの定義を思い出そう。自律的な人々は、特徴的な種類の社会的立場を占めている。これは、「その人々が他の人々がいるなかで生き、社会のデザインのゆえに、他の人々の誰もがその人々を支配しない場合」に、その人々がもつ社会的立場である。…[略]… 私はまた、これがフェミニストが受け入れるべき自律の定義であることを示すであろう。」(Oshana 2014, p.159)

この引用でも示されている通り、支配を受けない社会的立場を占めることが、オシャナが提案する自律の条件である。人々がこの意味での自律の実現を目指すことが、女性が男性と同じ権利をもち、男性によって支配を受け

ない社会の構築を目指すフェミニズムにとっては必要だ、ということがここで主張されていることである。したがって、フェミニストは自律に関心を持たねばならず、その自律はオシャナが提案しているものでなければならない、という点までオシャナは踏み込んで主張している。

第八節 ベンソンの自尊心説

ここまでで強い構想の代表的な二つの立場を共通の特徴を用いて整理、説明してきた。次に、弱い構想の代表的立場であるベンソンの自尊心説を同様の仕方論じたい。

ベンソンは自身の立場である自尊心説を導き出す際に、『ガス燈』という映画を分析している（この点については田原 2017も参照）。この映画では、イングリット・バーグマン演じるポーラが、シャルル・ボワイエ演じるグレゴリーと結婚をする。しかし、グレゴリーがポーラに近づいたのは、愛のゆえにではなく、邪悪な目的のゆえにであった。ポーラの叔母は有名な歌手であった。この叔母は亡くなる前に高価な宝石を隠していた。グレゴリーの狙いは、この宝石を発見し盗むことであった。そのために、グレゴリーはポーラと結婚したのであった。グレゴリーが自分に都合な状態を作るために使った手段がガスライティングである。

ガスライティングとは、この映画を語源とする言葉で、「狙われた人物の感覚喪失、妄想、悪評、トラブル等を捏造または演出する。その結果、そうした症状を呈することを〔狙われた人物自身に〕訴えさせ、対象者の人格、性格、精神の障害を周囲が感じるようにし向ける」（ダットン 2007、89頁。〔〕内は引用者による補足）行為である。この映画のなかでこのガスライティングは、ポーラが大事なものを無くすといったことが頻出するように

グレゴリーによって仕組まれ、その結果としてポーラの自己理解は狂わされていく、という仕方論で描かれる。ベンソンはこの点を次のように説明する。

「ボワイエの図式は、バーグマンを明白な混乱と精神錯乱の状態に陥れ、バーグマンがボワイエの狙いを理解しそうもないようにする、というものである。ボワイエはバーグマンを他の人びとから孤立させるが、それは力によってではなく、バーグマンにとっては十分に無害に思われるような暗示を通してであった。ボワイエによってバーグマンは、自分が物忘れをし、最近したことを思い出すことができず、幻覚状態に陥っていると考えるようになる。」（Benson 1994, p.655）

ガスライティングは、心理的操作による暴力の一種であり（中村 2013、22頁）、それ自体で自律侵害による抑圧とも言えるが、この問題を、実質的構想の共通の課題である抑圧的規範の内面化の一種として捉えることも可能である。ポーラは、たしかに社会的な通念となっている規範を内面化しているわけではないが、夫であるグレゴリーが「正しいこと」を述べており、自分もつごもつ自己のイメージがこの「正しいこと」から逸脱しているゆえに、自分への信頼を失うに至る。つまり、他者の自分に対する考えが「正しい」こととして内面化された結果、ポーラは自律を失ったと解釈することができる。

もちろん、これまでに考察してきた規範の内面化とベンソンが指摘するそれには、違いもある。これまでに考察してきた問題が、内面化された規範が動機形成の一因となり、その規範の維持・強化をしてしまう「歪められた欲求」であるのに対して、ベンソンが説明を試みる規範の内面化は、それによって、自分の正気を危ぶみ、自分への信頼を失ってし

まうものであり、積極的にその規範の維持・強化に寄与するものではない。しかし、両者はともに規範の内面化から生じる自律の侵害という大きな問題のなかに含めることが可能なものであり、この点で課題の共通性（特徴①）を見てとることは可能である。

ベンソンに従えば、この種の自律侵害を価値中立的構想は説明できない¹⁶（特徴②）。ポーラは、夫に心理的に操作されており、そのような状態は自律を典型的に失っている状態である。例えば、この映画のなかでポーラが外出を取りやめるシーンやメイドに命令をするシーンがあるが、これらのシーンにおけるポーラの判断を価値中立的構想であれば自律的だと見なすことができってしまう。内面化された夫の意志がポーラの二階の欲求を形成し、その二階の欲求に承認された一階の欲求（つまり、外出したくない、メイドに命令をしたい）に従い行動をしている、と解することができてしまうからである。自律的ではない行為者を誤って自律的だと説明できてしまう、という点において、価値中立的構想の不備がここでも指摘されているわけである。共通の特徴①の課題と特徴②の方法論は、ベンソンに即せば、このように具体化される。実質的構想の支持者であるベンソンは、この課題に対して特徴③の実質性をもって答えるはずである。

ベンソンが提案する実質が、自尊心（self-worth, self-regard）¹⁷である。この概念を理解するうえで重要なのは、この自尊心によって可能となる自律は、全人的意味での自律だということ、ならびに、その自律は人格の社会的位置に関わるということである。

ベンソンは、個々の行為の自律ではなく、全人的自律が重要だという趣旨のことを以下

のように指摘する。

「これらの動機が自分自身のものであるのは、自律的行為者がその動機にもとづいて行為する際にある権威をもっているからである。言い換えれば、自律を構成する権威化は、自分の意志に関する行為者の権威化であって、第一義的には、自分の動機や一連の行為の権威化ではない。…[略]…この〔同一性を基礎とする〕理論は、行為者が動機を自分のものとする際に主張する権威とは対照的に、特定の動機の真正性に焦点を合わせてしまっているという点でも誤っている。」
(Benson 2005, p.107)

この引用文で「同一性を基礎とする理論」と呼ばれているのが、本稿で価値中立的構想と呼んでいるものである。先ほど考察したように、価値中立的構想は、他者の意志の内面化によって自分の意志が操作されていても、その操作を扱うことができない。すなわち、二階の欲求が、「自分の意志ではない」といった事態を中立的構想では扱うことができないのである。こういった操作による自律の侵害を扱うことができるよう、「自分の意志に関する行為者の権威化」の条件、つまり、行為者が自分の意志を「自分のもの」と言いうる条件を明らかにせねばならないというのが、ベンソンの主張である。この場合には、個々の行為とそれに対応する動機だけではなく、その行為を行う主体である行為者の自律を問題とせねばならないゆえに、全人的自律が論じられねばならないのである。

この全人的自律の条件としてベンソンが特定するのが、「自尊心」である。ベンソンが

16 この点については以下も参照。Benson 1994, p.656; 田原 2017, 198頁。

17 ベンソンは主としてこの二つの言葉を使うが、本稿では両者とも同義として扱い、どちらも「自尊心」と訳出する。

自尊心を自律の条件として明確に主張しており、それゆえに自律研究において重視されている論文が、「自由な行為者性と自己価値」である。この論文においては、自尊心と類似した表現が何度か説明される (Benson 1994, pp.658-661) が、そのなかでもっとも充実している表現は以下のものである。以下の引用文のなかで「行為に値する感覚」と呼ばれているのが、自尊心の一つの表現である。

「自由な行為者性に必要な、行為に値するという感覚には、他の人が自分の行為に、自分の観点から考えて適切に向ける規範的要求を考慮して、自分の振舞いに関して応答責任をもつ能力がある (being competent to answer for one's conduct) 者として自分自身を見なす、ということが含まれる。」 (Benson 1994, p.660)

この論文においては、この引用文に見られるように、自尊心が「自分の行為に対して応答責任をもつ能力 (a competency to answer for one's action)」¹⁸として特徴づけられているが、それ以後の論文においてこの概念にはさらに、そのように応答する社会的立場という特徴が結び付けられることになる。2005年の論文「所有権を取ること」(Benson 2005a)では、自律を所有権 (ownership) という概念で特徴づけたうえで、この能力が多彩な言葉で説明されつつ、社会的立場として説明されることになる。

「自律的行為者が自分がすることを所有するととくに言えるのは、その行為者が、他者が行為の理由を求めた場合に、自分の行為の理由を表現し (give voice)、自分の行為を代表し (speak for)、応答責任をもつ (answer for)、あるいは、そ

れを説明するための適切な立場に立つという点においてである。…[略]…むしろ、個々の行為の自律 (local autonomy) のなかで表現される特別な権威は、潜在的批判に直面し答えるのに誰が適切に位置づけられているかということに関わる。自律的な行為者は、潜在的批判が標的にするものとそれへの応答として理由を表現することによって定義される結節点に立つ権威をもっている。」 (Benson 2005, pp.108-109. 強調は引用者)

ベンソンが提案する自尊心概念において重要なのは、自分の行為を誰が説明するかという点である。自尊心をもつ自律的な行為者は、自分は自分の行為を自分で説明するに値するという自己理解をもつ。この意味での自律的な行為者は、他者から自分の行為に対して批判が向けられた場合も、自分を応答責任をもつに値するものと見なし、潜在的な批判に対する応答者として他者との関係を築くことができる。このような関係のなかに自分を位置付けるということが、ベンソンの自律理論で自律的行為者が充たすべき規範的制約である。

この規範的制約は、それが充たされていない場合を考えると理解しやすい。うえで紹介したポーラもこの意味での自律を侵害されている。ポーラは夫のガスライティングによって、自分が自分の振舞い方を正しく説明するに値するという感覚を失っている。彼女は、自分自身の自己理解は「誤って」おり、自分自身の振舞いを「正しく」説明するのは、夫だと思い込まされている。この思い込みのゆえに、彼女は批判に対する応答者という自律的行為者として適切な社会的位置を取ることができなくなっているのである。ベンソンの実質的構想では、ガスライティングという心

18 ベンソンの自尊心説も、このように能力が核心にあるゆえに、規範的能力説にひとつに分類される。

理的操作による自律侵害が取り上げられ、それが適切な社会的位置の剥奪による自尊心の毀損という仕方で説明されたわけである。

ここまでで、共通の特徴①の課題、②の方法論、③の実質性、さらに、⑥の全人性をベンソンに即して説明することができた。残るは、④のフェミニズム的関心と⑤の関係性である。

本稿の主張では、自律が侵害された状態にある行為者を、誤って自律的だと説明してしまうことなく、適切に自律が侵害されていると説明することが、実質的構想の課題である。ベンソンに従えば、まさにこの課題を達成することこそがフェミニズムへの寄与である。

「自律の関係性を理解するこの〔ベンソン自身の〕アプローチは、自律がフェミニストの社会的、政治的コミットメントとの関連で担うべき役割に関して、私たちに何を伝えるのだろうか。第一に、このアプローチは、…〔略〕…女性が自分自身の行為者性を代表し、説明する能力をもち、そうするのに値するという女性の感覚を蝕むことを本質とする女性の自律に対する攻撃を発見するのにとっても適している。」(Benson 2014, p.111.〔〕内は引用者による補足)

ベンソンに従えば、ガスライティングの被害者だけではなく、多くの女性もまた彼の言う意味での自尊心を毀損されてきた¹⁹。この種の女性の抑圧は、哲学的議論のなかで主流と

もいえる価値中立的構想では発見することができないが、ベンソンの提案する自律理論であれば、この種の抑圧を自律侵害として、発見、説明することができる。この点にベンソンは自説のフェミニズムにおける有益性を見るわけである²⁰。

ベンソンの自律理論の実質は、自尊心であり、それは、他者からの批判に対して自分自身が応答する位置を取ることとして、説明されるのであった。ここから、ここで提案されている自律概念の関係性も導き出される。ベンソンは明確に以下のように述べる。

「私たちは、他者から自分の振舞いについて批判を受けうる関係や社会的相互関係の潜在的な参加者だと人格を理解することなく、行為者が自分のことを自分の選択と行為に対する潜在的な応答者と見なすということの意味を理解することはできない。私たちは、自律的に行為するために必要な権威と発言権をもつ行為者を、人格が他者に期待をすることが許され、他者の期待に、それが適切である場合には、応答して理由を与える傾向にあるような関係の網と規範的領域から切り離して、考えることはできない。」(Benson 2014, p.110)

他者からの批判に自分で答えることができる、ということこそが、ベンソンの自律理論の核心であるゆえに、そこで提案される自律概念には他者関係が構成的に含まれており、この他者関係なしに自律概念を「考える」こ

19 例えば、Benson 2000で挙げられる「黄色い壁紙」などで知られるシャーロット・パーキンズ・ギルマンの例 (p.74) は、ガスライティングの例ではないが、『ガス燈』のポーラと同趣旨の自尊心の毀損の例として理解することが可能である。

20 ベンソンは、そのほかにもフェミニズムにとっての有益性を論じているが、それはフェミニズム的関心を共有する他の競合する理論よりも、自説の方が優れているという仕方で示されている。この点については、Benson 2014, pp.111-112を参照。

ときえできないのである。

おわりに

本稿では、六つの特徴を挙げ、それを通じて実質的構想の代表的な三つの立場がどのようなものとして現れてくるのかを明らかにした。たしかに、実質的構想に含まれるが本稿で扱うことができなかつた文献もあるゆえに、この六つの特徴を使って実質的構想の「全体像」を本稿が明らかにできたわけではない。しかし、本稿の議論が成功していれば、本稿は、通常よりも豊かな内容をもつものとして実質的構想を理解するための観点を提供し、その裏付けもできたはずである。この成果は、歩幅の短い一歩ではあるかもしれないが、それでも実質的構想研究にとっての、ひいては自律研究一般にとっての進歩と言いうるものであるはずである。

引用文献

- Bartky, Sandra (1990): *Femininity and Domination: Studies in the Phenomenology of Oppression*, Routledge.
- Benson, Paul (1990): “Feminist Second Thought about Free Agency”, *Hypatia*, Vol. 5, No.3, pp. 47-64.
- Benson, Paul (1991): “Autonomy and Oppressive Socialization”, *Social Theory and Practice*, Vol. 17, No. 3, pp.385-408.
- Benson, Paul (1994): “Free Agency and Self-Worth”, *Journal of Philosophy* 91, pp.650-668.
- Benson, Paul (2000): “Feeling Crazy: Self-Worth and the Social Character of Responsibility” in Mackenzie, Catriona and Stoljar, Natalie (eds.): *Relational Autonomy: Feminist Perspective on Autonomy, Agency, and the Social Self*, Oxford University Press, pp.72-93.
- Benson, Paul (2005a): “Taking Ownership: Authority and Voice in Autonomous Agency”, in Christman, John and Anderson, Joel (eds.): *Autonomy and the Challenges to Liberalism: New Essays*, Cambridge University Press, pp.101-126.
- Benson, Paul (2005b): “Feminist Intuitions and the Normative Substance of Autonomy” in Taylor, James Stacey (ed.): *Personal Autonomy: New Essays on Personal Autonomy and its Role in Contemporary Philosophy*, Cambridge University Press, pp.124-142.
- Benson, Paul (2014): “Feminist Commitments and Relational Autonomy”, in Veltman, Andrea and Piper, Mark (eds.): *Autonomy, Oppression, and Gender*, Oxford University Press, pp.87-113.
- Christman, John (1987): “Autonomy: A Defense of the Sprit-Level Self”, *the Southern Journal of Philosophy*, vol. XXV No.3, pp. 281-293.
- Christman, John (ed.) (1989): *Inner Citadel: Essays on Individual Autonomy*, Echo Point Books&Media.
- Cudd, Ann E. (2006): *Analyzing Oppression*, Oxford University Press.
- Dworkin, Gerald (1988): *The Theory and Practice of Autonomy*, Cambridge University Press.
- Friedman, Marylin (1986): “Autonomy and the Sprit-Level Self”, *the Southern Journal of Philosophy*, vol. XXIV No. 1, pp. 19-35.
- Friedman, Marylin (2003): *Autonomy, Gender, Politics*, Oxford University Press.
- Mackenzie, Catriona and Stoljar, Natalie (2000), “Introduction: Autonomy Refigured”, in Mackenzie, Catriona and Stoljar, Natalie (eds.): *Relational Autonomy: Feminist Perspective on Autonomy, Agency, and the Social Self*, Oxford University Press, pp.3-31.
- Oshana, Marina (1998): “Personal Autonomy and Society”, *Journal of Social Philosophy*, Vol.29 No.1, pp.81-102.
- Oshana, Marina (2006): *Personal Autonomy in Society*, Routledge.
- Oshana, Marina (2014): “A Commitment to Autonomy is a Commitment to Feminism”, Veltman, Andrea and Piper, Mark (eds.): *Autonomy, Oppression, and Gender*, Oxford University Press, pp.141-160.
- Oshana, Marina (2015): “Is Social-Relational Autonomy a Plausible Ideal?”, in Oshana, Marina (ed.): *Personal Autonomy and Social Oppression: Philosophical Perspective*, Routledge, pp.3-24.
- Stoljar, Natalie (2000): “Autonomy and the Feminist Intuition” in Mackenzie, Catriona and Stoljar,

- Natalie (eds.): *Relational Autonomy: Feminist Perspectives on Autonomy, Agency and the Social Self*, Oxford University Press, pp.94-111.
- Stoljar, Natalie (2018): “Feminist Perspectives on Autonomy” in *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Winter 2018 Edition), E. N. Zalta (ed.), URL=<<http://plato.stanford.edu/archives/sum2013/entries/feminism-autonomy/>> (最終閲覧日:2021年9月21日).
- Superson, Anita (2005): “Deformed Desires and Informed Desire Tests”, *Hypatia* Vol. 20, No. 4, pp. 109-126.
- Taylor, James Stacey (2005): “Introduction”, in Taylor, James Stacey (ed.): *Personal Autonomy: New Essays on Personal Autonomy and its Role in Contemporary Moral Philosophy*, Cambridge University Press, pp.1-29.
- Veltman, Andrea and Piper, Mark (2014), “Introduction”, in Veltman, Andrea and Piper, Mark (eds.): *Autonomy, Oppression, and Gender*, Oxford University Press, 2014, p.1-11.
- Wolf, Susan (1988): “Sanity and the Metaphysics of Responsibility”, Christman, John (ed.): *Inner Cidetal: Essays on Individual Autonomy*, Echo Point Books&Media, pp.46-62.
- 梶則章 (2012): 「自律」、シリーズ生命倫理学編集委員会 (編) 『生命倫理の基本概念』 (シリーズ生命倫理学) 所収、丸善出版、158-175頁。
- ダットン、ドナルド・G (中村正監訳、松井由佳訳) (2007): 『虐待的パーソナリティ——親密な関係性における暴力とコントロールについての心理学——』、明石書店。
- 田原彰太郎 (2017): 「自律的行為者の行方——個人主義的構想から実質的構想への展開——」、*Waseda Rilas Journal*, vol. 5, 193-203頁。
- 中村正 (2013): 「臨床社会学の方法 (2) ガスライティング」、『対人援助学マガジン』14号、Vol.4 No.2, 18-26, URL=<https://www.humanservices.jp/wp/wp-content/uploads/magazine/vol14/3.pdf>(最終閲覧日:2021年9月22日)。

* 本稿は、科学研究費 (研究種目名: 若手、課題番号: 20K12777) による助成を受けた研究の成果の一部である。

(たはら・しょうたろう 本学部准教授)